

「差別戒名」問題について

福崎 孝雄

はじめに

我々宗教者が同和問題に取り組む場合、差別戒名の問題を避けて通ることはできない。宗団としてもこの差別戒名の問題に取り組み始め、墓石の改修作業や過去帳の書き換え作業が進められている。一方研究面では、墓石や過去帳の実態面、あるいは江戸時代の法制史の面、賤民史の面から等々様々な方面からアプローチされてきている。その結果現在では、差別戒名の原因として、手引書の存在や江戸幕府による宗教統制及び人民支配などが考えられている。

しかしなぜ宗教界がこのように差別戒名問題に真剣に取り組んでいるのかと言えば、本来的に戒名には差別はない、さらに仏教は平等思想で貫かれているという信念をもっているからであろう。故に仏教の有り方に反した差別戒名問題は解決されるべき問題として我々の前に現れてくる。しかし江戸時代初期において、こうした問題意識は果たしてあったのだろうか。

本論文においては、差別戒名が付けられている時代において宗教者が差別戒名をどのようにとらえていたのか探っ

てみたい。手順として差別戒名の実態について述べ、次にこれまでの研究により明らかになった差別戒名の原因である手引書と言われているものを通して、宗教者がいわゆる差別戒名をどうしようとしていたのか、そして現在の我々は差別戒名問題をどのようにしとらえていくべきなのかを考察したい。

§ 差別戒名の実態

大正十三（一九二四）年、「被差別部落の人々の法名のみを朱字にした」過去帳や「穢多」等の添え書きが記されている過去帳の存在が明らかになった。それ以来幾度となく問題提起がなされてきたが、それが一般的に知られるようになったのは昭和四十九（一九七四）年朝日新聞において「差別の墓石、戒名に暗い刻印」が報道されたころであろう。町田差別発言（一九七九年）が起こり同問題に目覚め始めた宗教界は、映画『太陽の涙―石の証言』（一九八二年）が上映されたことも手伝って、この問題を真剣に考えるようになった。

このように差別戒名問題が指摘されて以来、仏教各宗派において調査が進められ十四宗団において差別過去帳・位牌・墓石が発見されている。本宗においても昭和六十二年二月現在把握されているもので、差別戒名が記載されている過去帳を有する寺院十一ヶ寺、墓石を有する寺院は十六ヶ寺にのぼる。

差別戒名と言われるものは、文字によるものと書き様によるものに大別できるが、文字による差別戒名は

「ト灵」や「僕男」⇨下僕を意味する

「革門」⇨革を扱う意味

「畜門（男）」⇨畜生を扱う者あるいは畜生と同じという意味

「旃陀羅男」⇨インドのカースト制度外の最下級の被差別民の意味

などが置き字として用いられている場合である。その他小間物商人が荷を背負うのに用いる幅広い紐の意味から運搬人を指し、転じて部落民をさす「連救」の語が頭につく戒名。「門」の中に「一」を入れ「門」としたものの、また「草」のような異体字がある。さらには一般的にはまったく問題のない文字であっても、地域により被差別部落の人々のみ使われているものがある。

また文字ではなく書き方の問題では、被差別部落の人々の戒名のみを朱字で書いたもの、一字下げて書いてあるもの、下段戒名、「穢多」と添え書きがあるもの、過去帳の最後にまとめて書いてあるもの、過去帳が別冊になっているものなどがある。

以上が一般的な差別戒名の概略である。

§ 差別戒名とは

ここで差別戒名について整理してみようと思う。まず差別戒名とは何かということである。

松根鷹氏は「差別的意図をもつてつけられたもの」と定義し、「差別的・侮辱的文言を含む『直接的差別』」と「周囲の状況から初めて差別戒名であると気づく『相対的差別』」の二種に分ける。

それは前者が「畜男」「ト霊」「革門」などをはじめとする非人間的戒名、後者は文字の意味としては差別性はないが、その文字が被差別部落の人達だけに使われている場合のように被差別部落の人であることが判明するような戒名と言ひ換えることができよう。また過去帳に被差別部落の人達の戒名だけを一字下げて書いたり、下段に書いたり、別の過去帳に書いたりしている問題も後者に入るのであろう。

ただ現在被差別差別戒名の研究をする場合、基本的には同和問題からのアプローチであるため、被差別部落の人々

の戒名にしか焦点が当てられていないのが現状である。これを狭義の差別戒名と呼ぶことにする。(断りが無いときは狭義の差別戒名を意味する)

しかし石尾芳久氏の言うように「差別戒名が意味する重要な問題は、身分体系の死後への貫徹」ということであるならば、差別戒名の裾野は更に広がり、公家や大名・武士に対する戒名も差別であると言えることができる。さらに我々が現在一般的に使っている信士、居士、院居士なども家の格式の繁栄であるとすれば、差別戒名のひとつに数えられることになる。これを広義の差別戒名と呼びたい。

一般的に差別戒名というと、狭義の差別戒名を問題としている場合が多い。しかし基本的な発想としては、狭義の差別戒名も広義の差別戒名の一部であり身分に応じた戒名ということであるから、共に差別戒名ということになる。したがって、本論文においては広義の差別戒名も視野に入れて問題を考えてみることにする。

§ 差別戒名がつけられる背景

1、位牌について

われわれは戒名を論ずるとき、「戒名」を戒を受けて仏門に入った者につけられる名、あるいは死者に対して僧からあたえられる名と理解され、そこには社会的身分などは繁栄されない平等なものであるという前提があるようである。しかしそれだけでは差別戒名の問題は理解できないのではないだろうか。

確かに戒名とは前述したような意味をもつものであるが、差別戒名を考えるうえで位牌(過去帳)と本来的な戒名とは別個のものとして考えなければならぬのではないかと思う。その理由は、寛延元(一七四八)年に書かれた「真俗仏事編」によれば、位牌とは

「儒家に用いるところの位版又は神主と名くるものこれなり。仏家にもこれに倣いて、仮に用いるものなり。儒家の式を尋ぬるに、栗木長さ一尺三寸五分ある牌を造って、我が親・先祖等のそれぞれの在世の位官・姓名を書き誌して、その神霊をこれに託し、憑しむ故に位牌と名づく。」

とある。これによれば、位牌とは儒家からきたもので戒名とは別物であり、位牌に官位や身分あるいは身分に応じた置き字が記されるのは当然のことであったのである。位牌を拜むということが公家や大名などのような権力者たちだけであったなら問題はないが、そうしたことが庶民や非人層にまで及ぶと、広義の差別戒名がつけられるのは時間の問題であったと言えることができる。

もし位牌に差別がつけられないためには、儒教的な意味合いを越えて、仏教的な意味付けがなされることが必要である。しかし、そうしたことがなされないまま現在に至っているように思われる。

2、手引書

差別戒名が付けられる原因として、まず最初に挙げることができるのは直接的な原因である差別戒名の手引書の存在である。

【諸回向清規】永祿三年（一五六〇） 臨濟宗 天倫楓隱

【泥洹之道】寛永十一年（一六三四） 浄土宗 袋中良定

【無縁慈悲集】万治三年（一六六〇） 浄土宗 感蓮社報誓

【無縁雙紙】寛文七年（一六六七） 作者不明

【引導能引鈔】寛文九年（一六六九） 頼勢

「差別戒名」問題について

『真言宗引導要集便蒙』貞享元年（一六八四）板行 新義真言宗系伝慧編

『福田殖種纂要』貞享三年（一六八六）板行 高野山真言宗 不可停

『浄土宗回向宝鑑』元禄十一年（一六九八）作者不詳

『小僧訓』明和年間（一七六四〜七二）板行 禅宗 無住道人

またこれらの原本として

『貞観政要格式目』天文八年（一五三九以前）作者不詳
があり、その写本・板行本として

金剛山三昧院蔵 慶息写本 天文八年（一五三九）

京都大学蔵 良順房写本 天正七年（一五七九）

静嘉堂文庫蔵 頼尊房写本

栗田文庫本 作成年代不明

不明写本 寛永十一年（一六三四）

板元京都杉田屋勘兵衛 正保二年（一六四五）

板元京都市野小左衛門 正保五年（一六四八）

板元不明 刊年不明

がある。

『貞観政要格式目』は一五三九年に書写されたものが残されている最も古いものであり、原本はそれ以前に書かれたものであるとされている。その中の「三家之者の位牌之事」には中世非人に対する差別戒名のつけかたが記されている。

り、これが現在特に問題にされている部分である。その他にも僧侶・大名・武士・山伏・庶民などに対する位牌の書き方として、禪定門・居士あるいは靈の字の使い方などが記されている。

また別の手引書である『諸回向清規』の中には「僧俗男女位牌之中文字」として

「信士号は武家あるいは平人に、信女は武家の女也、大禪定門・大禪定尼は將軍家および男女各高家也、禪定門・禪定尼は平人に之を用ゆ、禪門・禪尼は平人奴僕也」

と、戒名の位格について言及している。

もし前述したように、位牌というものが官位を記すものであるならば、このような手引書がかかれることは当然である。したがって仏教側からの位牌に対する新たな意味付けがなされなければ、差別戒名に対する問題意識すら出て来ないのである。

§ 『禪門小僧訓』

では、僧侶の間で位牌に対する問題意識はなかったのであろうか。江戸時代においても、身分によって戒名のつけかたが違うことはおかしいのではないかという疑問をもった僧侶は多数いたのではないだろうか。これはよく引用される話であるが、無住道人は、禅宗の日常の行儀作法から不断守るべき教訓などを記述した『禪門小僧訓』の中で

「先年或寺にて、菩薩大戒場を開きし時、一日その地の穢多四五輩、血脈を授りたき由願い来る。依て之を許して庭上に列座せしめ、三帰五戒を授け、血脈をあたう。時に二字の法名を下げ、禪門禪尼とかくべきやと評議するに、禪定門或は禪門等は、当世軽き庶人に通用すれば、彼と此と混同するに似たりと。傍に人あり云く、ト男ト女とかく、これ古の伝なりと。予云く、其説如何、又其事何れの書にのれりや。日く国の制か、支那天竺の定

めかと。其の人答えて云く、我が如きは何の制、なんの書にあることをしらず、只聞き伝えたるのみと。」

と記している。この時点では無住道人はこうした賤民に対する戒名のつけかたに疑問をもっていたと思われる。しかし、後に『貞観政要格式目』を入手し、

「一一その定めあり。始めて知る。(中略)しかれば穢多等は、已に国風として、是を非人の類として賤んずるなれば、平人と混じて取り行時は、誹を招くべし、格式に出ずに随つて書くべし。仏の言く、たとえ我制する所といえども、余国に置いて不清浄とせば依順せずとも苦しからず、(中略)支那天竺に委くして、我国に疎きも恥べし。因つて仏教祖規になきことにも、国法なれば彼によるべし。」

と記されていることから、差別戒名の典拠を得て、それに習っていく様子が理解できる。そこには「仏教祖規になきことにも、国法なれば彼によるべし。」とあるように、位格に対するしつかりとした仏教的意味付けはなされておらず、伝統や風習に従うというだけで自分(仏教)の主体性というものは感じられない。そうしたことは禅宗に限らず既に仏教教団すべてに、また現在についても言えることであろう。そこに差別戒名の根本的問題が隠されているのではないだろうか。

§ 『福田殖種纂要』

江戸時代初期において、位格について仏教的意味付けを試みようとした人物がいなかったわけではない。広義の差別戒名(位格の問題)に限定されているが、差別すべきではないとする主張が真言宗においてもなされていたことを述べておきたい。

確かに真言宗においても末寺では差別戒名を付けていたことも事実であるし、また差別戒名の手引書と言われる書

物が出されていたこと確かである。しかし、江戸時代初期の高野山において広義の差別戒名を否定する言動がみられたのである。ただ戒名に関する差別のすべてを批判しているわけではないが、それはこれまで差別戒名の手引書と言われてきた『福田殖種纂要』の中に出てくる。

差別戒名の手引とされる部分の後に次のような文言がある。他宗においては法皇に対しては禅定法皇と名づけ、関白には禅定殿下禅定門、自下には禅門禅尼と名ずける。しかし真言宗においては誰に対しても禅定門尼の号を与える。それは何故かという問いに対して「又貴残（賤）通じて禅定門尼と号することは密家の意は一塵一法をも不二を本となす宗義なる故に、たとえ下劣の倫（ともがら）なりとも禅定門尼と号すべきなり」と答えている。

これは差別戒名の手引とされる部分と全く逆の意味である。しかも現在差別戒名といわれる範疇を越えて、すべての人々に禅定門を与えるべきであることが主張されている。また後書きのところには仏祖の雅訓や先哲の遺軌を集め、さらに古人の過ちを正し自分の意見を付したことが記されている。それが『福田殖種纂要』のどの部分についてものかは不明であるが、一般的には差別が行われているが真言宗の立場からすればそれは誤りであり、差別すべきではない、というのが『福田殖種纂要』の著者不可停の意見であろう。そして最後にはこの本の改作を願う文章まで書かれているが、そうした形でしか自分の主張ができなかった仏教の体質は、手引書の問題と同じように提起されるべき問題ではないだろうか。しかし著者が差別に対する批判の目をもっていても、著作自体が差別戒名の手引書であることには変わりはない。

§まとめ

以上、差別戒名がつけられるような社会状況を前提として、手引書を手掛かりに僧侶の意識あるいは宗団の体質を

垣間見てきた。

その中で二つの重要な問題を指摘することができる。ひとつは仏教の思想にない事柄についてもその時代において一般的共通認識が得られるもの（社会通念）については無批判に仏教の範疇に取り込んでしまう点。もう一点はその時代の仏教の在り方について批判の目をもっていても、まわりの要求や伝統の名の下にそれらについて主張できない、あるいはそれに流されてしまうという点である。それは江戸時代に限らず、現在においても十分認識すべき問題であろう。

とかく差別戒名の問題を考える場合、当時の卑賤観や幕府による宗教統制・人民支配、あるいは手引書の存在が提示される。そして差別戒名をつけてきたことに対する宗教者自身の深い反省が求められるのが一般的である。その背景には宗教は一般社会に流されない普遍的なものであるという意識が働いていると思われる。別の言葉で言えば、人間は過ちを犯すが、宗教者は過ちを犯さないということであろうか。

しかし、仏教が庶民の中に浸透するにつれ、仏教と一般社会との隔たりは少なくならざるを得ない。したがって仏教に社会通念がある程度入ってくるのはしかたのないことであろう。だからと言って差別戒名を付けた責任を回避しようとするのではない。少くとも時代に流され差別戒名をつけてしまった問題と同じくらい、あるいはそれ以上に自ら軌道修正ができるかどうかということが重要であるということである。

「伝統」を重んじるということは確かに大切なことである。しかし、今までやってきたこと（伝統）が間違っていると思った場合に、素直に誤ちを認め、問題解決に向けて進まなければならぬ。

確かに一方では差別を見抜く目を養なうことも重要であるが、現在差別問題で宗団が問われているのは、無往道人のように戒名のつけ方に疑問を持って、「伝統」ということで納得してしまったり、不可停のように誤ちには気づ

きながらもそれを是正する方向で行動しない体質ではないだろうか。

不可停の時代からすでに三百年以上が過ぎている。にもかかわらず、宗団の非に気づきつつもなかなか是正しない体質は一向に変わっていない。これもひとつの「伝統」であろうか。